

第**100**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年6月28日（火）
午前10時

場所

那覇市泉崎2丁目46番地
ANAクラウンプラザホテル沖縄
ハーバービュー2階 彩海の間

目次

● 第100期定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役10名選任の件	6
第3号議案 監査役3名選任の件	13
添付書類	
● 事業報告	18
● 計算書類	30
● 連結計算書類	32
● 監査報告書	34
株主総会会場のご案内	

お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の開会間際の混雑が予想されますので、早めのご来場をお願い申し上げます。会場の駐車場は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もありますので、なるべく公共交通機関をご利用の上ご来場くださいますようお願い申し上げます。（会場の案内図は末尾をご参照ください）
- ・なお、株主総会終了後の株主の皆様との懇親会は予定しておりませんので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

株 主 各 位

那覇市久茂地1丁目11番1号
株式会社 琉球銀行
取締役頭取 金城 棟 啓

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット（電磁的方法）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2頁「④議決権の行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時 平成28年6月28日（火）午前10時
- ② 場 所 那覇市泉崎2丁目46番地
ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー 2階 彩海の間
- ③ 目的事項
- 報告事項 ①第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- ②第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

④ 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

詳細は
3頁～4頁
をご覧ください



株主総会に 出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 平成28年6月28日（火）
午前10時



郵送による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 平成28年6月27日（月）
午後5時まで



インターネット（電磁的方法） による議決権行使の場合

当銀行指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年6月27日（月）
午後5時まで

- ① 郵送（議決権行使書面）及びインターネット（電磁的方法）の双方により議決権を行使された場合は、インターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（電磁的方法）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後のインターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

▶ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当銀行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当銀行ウェブサイト (<http://www.ryugin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|--|-------------------------------|
| ① 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」 | ⑥ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 |
| ② 会社役員（取締役、監査役）に関する事項のうち「責任限定契約」 | ⑦ 特定完全子会社に関する事項 |
| ③ 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」 | ⑧ 親会社等との間の取引に関する事項 |
| ④ 当行の新株予約権等に関する事項 | ⑨ 会計参与に関する事項 |
| ⑤ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | ⑩ その他 |

2. 計算書類等

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 個別注記表 | ③ 連結注記表 |
| ② 株主資本等変動計算書 | ④ 連結株主資本等変動計算書 |

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

▶ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当銀行ウェブサイト (<http://www.ryugin.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使方法について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

下記のアドレスより議決権行使ウェブサイトへアクセス。

議決権行使ウェブサイト
<http://www.evote.jp/>

議決権行使期限：
平成28年6月27日(月)午後5時まで



①「次の画面へ」をクリック。



- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から当銀行の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバー等をご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行希望您いただき、ご不明な点がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

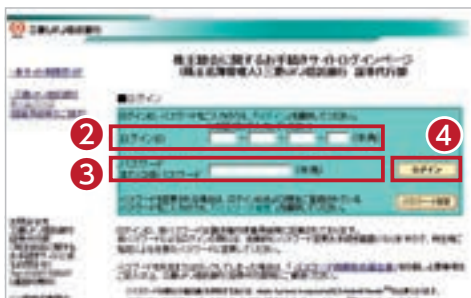
*「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当銀行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

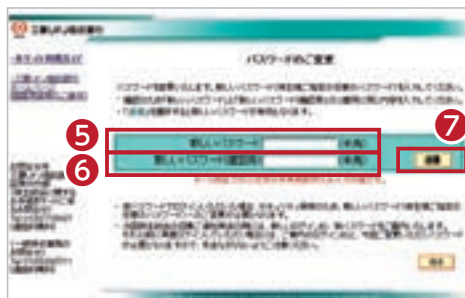
2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された

- ②「ログインID」および
- ③「仮パスワード」をご利用いただき、
- ④「ログイン」をクリック。

3 メニューから議決権行使を選択



新しいパスワードを

- ⑤「新規パスワード入力欄」と
- ⑥「確認用パスワード入力欄」の
- 両方に入力し、⑦「送信」をクリック。

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話番号 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、内部留保の充実に努めつつ、業績や金融環境および将来的な株主価値向上の観点等を総合的に勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。

このため、当期末の配当につきましては、基本方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金17円50銭とさせていただきますと存じます。なお、この場合の配当総額は666,246,088円となります。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の1株につき金17円50銭と合わせ1株につき金35円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、当行は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者につきましては、同委員会の審議を経て決定しております。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	
①	金城 棟 啓	代表取締役頭取	再任
②	高良 幸 明	常務取締役	再任
③	林 秀 寛	常務取締役	再任
④	松原 知 之	常務取締役	再任
⑤	川上 康	取締役総合企画部長兼 関連事業室長	再任
⑥	宜保 諭	取締役法人営業部長	再任
⑦	普久原 啓之	取締役営業統括部長	再任
⑧	渡嘉敷 靖	執行役員本店営業部長	新任
⑨	太田 守 明	社外取締役	再任 社外
⑩	下地 芳 郎		新任 社外



生年月日

昭和29年8月2日生

所有する当行の株式数

7,200株

1 ^{きん} ^{じょう} 金城 ^{とう} ^{けい} 棟 啓

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年 4月	当行入行	[当行における担当]
平成13年 4月	同リスク管理部長	監査部担当
平成16年 6月	同執行役員総合企画部長	
平成17年 6月	同取締役総合企画部長	
平成20年 6月	同常務取締役	
平成24年 4月	同代表取締役頭取	
	現在に至る	

取締役候補者とした理由

金城棟啓氏につきましては、リスク管理部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、平成24年4月より代表取締役頭取を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和31年11月21日生

所有する当行の株式数

5,991株

2 ^{たか} ^ら 高 良 ^{こう} ^{めい} 幸 明

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月	当行入行	平成25年 6月	同常務取締役総合企画部長兼関連事業室長
平成18年 6月	同執行役員証券国際部長		
平成21年 6月	同非常勤執行役員	平成26年 6月	同常務取締役
平成21年 6月	株式会社りゅうぎんディーシー代表取締役社長		現在に至る
平成24年 6月	当行取締役総合企画部長兼関連事業室長		

[当行における担当]
事務統括部・人事部・リスク統括部担当

取締役候補者とした理由

高良幸明氏につきましては、執行役員証券国際部長、関連会社社長、取締役総合企画部長等を歴任し、平成25年6月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和32年11月7日生

所有する当行の株式数

2,500株

3 ^{はやし}林^{ひで} ^{ひろ}秀 寛

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 4月	当行入行	[当行における担当]
平成20年 6月	同ダイレクト営業部長	審査部・法人営業部担当
平成21年 6月	同企業支援部長	
平成23年 6月	同執行役員企業支援部長	
平成24年 6月	同取締役本店営業部長	
平成26年 6月	同常務取締役	
	現在に至る	

取締役候補者とした理由

林秀寛氏につきましては、執行役員企業支援部長、取締役本店営業部長等を歴任し、平成26年6月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和33年9月14日生

所有する当行の株式数

2,300株

4 ^{まつ} ^{ばら}松 原^{とも} ^{ゆき}知 之

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月	当行入行	平成27年 6月	同常務取締役
平成20年 6月	同審査部長		現在に至る
平成23年 6月	同執行役員審査部長		
平成24年 6月	同執行役員事務統括部長		[当行における担当]
平成25年 6月	同取締役事務統括部長		総合企画部・証券国際部担当
平成26年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長		

取締役候補者とした理由

松原知之氏につきましては、執行役員審査部長、取締役事務統括部長、取締役総合企画部長等を歴任し、平成27年6月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから取締役候補者としてしました。



5 ^{かわ}川 ^{かみ}上 ^{やすし}康

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月 当行入行
 平成22年12月 同コザ支店長
 平成24年 6月 同営業統括部長
 平成25年 6月 同執行役員営業統括部長
 平成26年 6月 同取締役営業統括部長
 平成27年 6月 同取締役総合企画部長兼
 関連事業室長
 現在に至る

生年月日

昭和36年 8月19日生

所有する当行の株式数

4,700株

取締役候補者とした理由

川上康氏につきましては、コザ支店長、執行役員営業統括部長、取締役営業統括部長等を歴任し、平成27年6月より取締役総合企画部長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



6 ^ぎ宜 ^ほ保 ^{さとし}諭

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 当行入行
 平成17年 6月 同安謝支店長
 平成21年 6月 同リスク管理部長
 平成22年 6月 同コンプライアンス統括
 部長
 平成24年 6月 同審査部長
 平成26年 6月 同取締役企業支援部長
 平成27年 6月 同取締役法人営業部長
 現在に至る

生年月日

昭和36年 3月30日生

所有する当行の株式数

3,986株

取締役候補者とした理由

宜保諭氏につきましては、リスク管理部長、コンプライアンス統括部長、審査部長、取締役企業支援部長等を歴任し、平成27年6月より取締役法人営業部長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



7 普久原 啓之

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年 4月 当行入行
 平成19年 6月 同名護支店長
 平成22年 6月 同コンサルティング営業
 部長
 平成24年 6月 同人事部長
 平成26年 6月 同執行役員人事部長
 平成27年 6月 同取締役営業統括部長
 現在に至る

生年月日

昭和35年9月27日生

所有する当行の株式数
 2,100株

取締役候補者とした理由

普久原啓之氏につきましては、名護支店長、コンサルティング営業部長、執行役員人事部長等を歴任し、平成27年6月より取締役営業統括部長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



8 渡嘉敷 靖

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月 当行入行
 平成18年 4月 同普天間支店長
 平成21年 4月 株式会社OCS 専務取
 締役
 平成24年 6月 当行小禄支店長
 平成26年 6月 同本店営業部長
 平成27年 6月 同執行役員本店営業部長
 現在に至る

生年月日

昭和36年9月25日生

所有する当行の株式数
 800株

取締役候補者とした理由

渡嘉敷靖氏につきましては、普天間支店長、小禄支店長を歴任し、平成27年6月より執行役員本店営業部長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、新たに取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和21年5月7日生

所有する当行の株式数

1,100株

9 ^お ^お ^た ^{もり} ^あ ^き
太田 守明

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和40年 5月	株式会社りゅうせき入社	平成28年 5月	株式会社りゅうせき顧問
平成 2年 6月	同常務取締役		現在に至る
平成 4年 6月	同専務取締役		
平成11年 6月	同代表取締役社長		
平成18年 6月	同代表取締役会長		
平成25年 6月	同相談役		
平成27年 6月	当行社外取締役		

[重要な兼職の状況]

株式会社りゅうせき顧問

社外取締役候補者とした理由

太田守明氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和32年9月12日生

所有する当行の株式数

0株

10 ^し ^も ^じ ^{よし} ^{ろう}
下地 芳郎

新任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 5月	沖縄県入庁	平成28年 4月	同学部長
平成21年 4月	沖縄県観光商工部 観光振興課長		現在に至る
平成23年 4月	沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策統括監		
平成25年 4月	琉球大学観光産業科学部 教授 学長補佐		

[重要な兼職の状況]

琉球大学観光産業科学部教授 学部長

社外取締役候補者とした理由

下地芳郎氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、行政機関における豊富な経験や大学教授としての専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、新たに社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。なお、社外取締役候補者の下地芳郎氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
2. 太田守明、下地芳郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 太田守明氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当行は、太田守明氏を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、下地芳郎氏が取締役に選任され就任した場合は、同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、太田守明氏との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。また、下地芳郎氏が取締役に選任され就任した場合は、同様の契約を締結する予定であります。

(ご参考) 当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、16頁から17頁に記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査役候補者につきましては、コーポレートガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
①	照屋保 <small>てる や たもつ</small>	常勤監査役 再任
②	高橋俊介 <small>たか はし しゅん すけ</small>	新任 社外
③	中山恭子 <small>なか やま きょう こ</small>	新任 社外



生年月日

昭和33年12月10日生

所有する当行の株式数

1,100株

1 照屋 保

再任

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 当行入行
 平成20年 6月 同監査部長
 平成22年 6月 同証券国際部長
 平成25年 6月 株式会社琉球総合保険サ
 ポート代表取締役社長
 平成26年 6月 当行常勤監査役
 現在に至る

監査役候補者とした理由

照屋保氏につきましては、監査部長、証券国際部長、事業会社代表取締役社長を歴任し、平成26年6月より常勤監査役を務めている経験および実績等から、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、監査役候補者としました。



生年月日

昭和29年9月18日生

所有する当行の株式数

0株

2 高橋 俊介

新任

社外

略歴、地位および重要な兼職の状況

平成 5年 7月 ワトソンワイアット株式 平成23年11月 同特任教授
 会社代表取締役社長 現在に至る
 (平成 9年 6月退任)

平成 9年 7月 ピープル・ファクター・
 コンサルティング設立
 平成12年 5月 慶應義塾大学大学院政策
 ・メディア研究科教授

[重要な兼職の状況]

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究
 科特任教授
 ピープル・ファクター・コンサルティング
 代表

社外監査役候補者とした理由

高橋俊介氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識から、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役候補者としました。



生年月日

昭和48年11月17日生

所有する当行の株式数

0株

3 ^{なか} ^{やま} ^{きょう} ^こ
中山 恭子

新任

社外

略歴、地位および重要な兼職の状況

平成15年10月 山内眞樹公認会計士事務所 **[重要な兼職の状況]**
 所入所 山内眞樹公認会計士事務所公認会計士
 平成15年12月 税理士登録
 平成19年 5月 公認会計士登録
 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

中山恭子氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識から、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役候補者としました。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- 注 1. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。なお、社外監査役候補者の中山恭子氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
2. 高橋俊介、中山恭子の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当行は高橋俊介、中山恭子の両氏を、独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出る予定であります。
4. 中山恭子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は戸田恭子氏であります。
5. 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、社外監査役との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。社外監査役候補者である高橋俊介、中山恭子の両氏が選任され就任した場合は、同様の契約を締結する予定であります。

(ご参考) 当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、16頁から17頁に記載しております。

以上

(ご参考)

独立役員の独立性判断基準

1. 独立性の要件

当行において独立性のある役員とは、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を踏まえ、法令等により求められる社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の(1)～(7)のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行の主要株主またはその業務執行者
- (5) 当行が寄付を行っている先またはその業務執行者
- (6) 最近において上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
- (7) 次の①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
 - ①上記(1)から(6)までに掲げる者
 - ②当行の子会社の業務執行者
 - ③当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）
 - ④最近において前②、③または当行の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

2. 独立性の判断基準

上記「1.」に掲げる各要件を実質的に判断する基準は、東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を踏まえ、以下の通りとする。

(1) 「主要な取引先」

上記「1. (1)・(2)」における「主要な取引先」とは、当行または取引先の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とし、具体的な判断基準は以下の通りとする。

- ①当行を取引先とする者については、当該取引先の直近事業年度の売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上の場合
- ②当行の取引先については、当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上の場合
- ③与信取引先については、当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合
- ④預金取引先については、当該取引先が当行に対して当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の預金を行っている場合

(2) 「業務執行者」

上記「1. (1)・(2)・(4)・(5)・(7)」における「業務執行者」の具体的な判断基準は、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者とし、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役は含まれない。

(3) 「多額の」

上記「1. (3)」における「多額の」の具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ①当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間100万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律等の専門家
- ②直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上のコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する会社に所属する者

(4) 「主要株主」

上記「1. (4)」における「主要株主」の具体的な判断基準は、議決権比率が5%を超える株主とする。

(5) 「寄付」

上記「1. (5)」における「寄付を行っている先」の具体的な判断基準は、当行から過去3年平均で年間100万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている場合とする。

(6) 「最近」

上記「1. (6)」「1. (7)」における「最近」とは、実質的に現在、上記「1. (1)」から「1. (5)」までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合とし、具体的な判断基準は直近1年間に上記「1. (1)」から「1. (5)」までのいずれかに該当していた場合とする。

(7) 「重要」

上記「1. (7)」における「重要」な者とする具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ①業務執行者については、各会社の役員・部長クラスの者
- ②専門サービス会社に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(8) 「近親者」

上記「1. (7)」における近親者とは配偶者または二親等内の親族とする。

3. 独立役員の選任基準

上記「1.」の(1)から(7)以外の事情で、当行の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがあると判断される場合は、独立性を認めないことがある。また、上記「1.」の(1)から(7)に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立役員としてふさわしいと当行が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当行の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立役員とすることができる。

1. 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本店を含む営業店76カ店（うち出張所17）で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しています。銀行業務では、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを取り扱い、円滑な資金仲介機能を通して金融システムの安定、ひいては沖縄県経済の発展に向けて取り組んでいます。

金融経済環境

平成27年度の国内経済は、個人消費が消費者マインドに足踏みがみられ、企業の生産活動も横ばいの動きとなるなど、一部に弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善等もあり、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

県内経済は、消費が失業率の低下や賃金の上昇などの雇用環境の改善により好調を続け、観光が円安などを背景に外国人観光客が増加を続けたことから好調に推移し、建設も公共・民間工事の増加から概ね好調を続けたことから、拡大の動きが続きました。

事業の経過および成果

このような環境のもと、中期経営計画「Shared Value 2015」の初年度となった当期は、「グループ総合力の発揮による顧客提供価値の“構築”」を目標に、顧客との強固なりレーション構築による総合取引の推進に向けて重点的に取り組んでまいりました。

法人ビジネス戦略では、県内食品関連企業の香港および中国への販路開拓機会を提供する「香港美食商談会」を県外地方銀行3行と共同で開催しました。また、那覇市および与那原町と「地方創生に係る連携協力に関する協定」を締結するなど地方創生を推進したほか、国立大学法人琉球大学産学官連携推進機構との連携協定に基づき取引先企業3社と琉球大学の知的資源とをマッチングさせるなど、県内産業の発展および地域経済の活性化に向けた取り組みを強化いたしました。このほか、医療機関マネジメントの専門資格である「医療経営士」試験合格者が全国金融機関トップクラスに達するなど、戦略分野における専門性の高い人材の育成に努めています。

個人ビジネス戦略では、世界200以上の国・地域にあるVisa加盟店で利用可能な「りゅうぎんVisaデビットカード」の取り扱いを開始したほか、セブン銀行とのATM利用提携を開始する等、お客様の利便性を高めるサービスの充実に努めました。また、ローンの申し込みや口座開設などを電話や郵送、インターネットでお受けするダイレクトバンキングセンターなど非対面による取引拠点を集約・拡充し、お客様の様々なご要望に機動的かつ機能的に対応できる体制を構築しました。

このほかグループ戦略として、決済サービス分野における個人顧客基盤の拡大を目的に地場の独立系信販会社であった株式会社OCSを連結子会社化し、これまで以上にグループ各社の特長を最大限に活用した金融サービスの提供に努めています。

業容面では、貸出金の期末残高は、前期に引き続き住宅ローンやアパートローンが増加したほか、マンション開発をはじめとする不動産業向け融資が全体を牽引した結果、前期末を663億12百万円上回る1兆4,655億49百万円となりました。預金の期末残高は、法人をはじめ個人、公金、金融と幅広く増加し、前期末を712億82百万円上回る2兆384億88百万円となりました。

収益面では、経常収益は、貸出金の増加に伴い貸出金利息が増加したほか、国債等債券売却益が増加し、前期を15億7百万円上回る402億38百万円となりました。

一方、経常費用は、IT関連投資に伴う営業経費の増加等により、前期を12億53百万円上回る319億35百万円となりました。

この結果、経常利益は前期を2億54百万円上回る83億2百万円、当期純利益は法人税率引き下げの影響もあり前期を7億56百万円上回る50億52百万円となりました。

当行が対処すべき課題

地元経済が好調に推移する一方で、マイナス金利というこれまでにない経営環境の変化に対処するため、平成28年度は、中期経営計画「Shared Value 2015」に掲げる施策を加速させるとともに、以下の課題に対して重点的に取り組んでまいります。

一つ目は、「資金需要の喚起」です。取引先の事業への理解に基づき、取引先の成長につながる資金をしっかりと供給していくとともに、取引先を支える関連先（仕入・販売先、従業員等）のニーズにも応えていくことで総合採算の向上を図ります。

二つ目は、「貯蓄から投資への流れの促進」です。個人のお客様のライフプランに応じた最適なポートフォリオを、営業店と本部機能が連携して提案する態勢の構築を加速させます。

三つ目は、「収益源の多様化」です。これまで展開してきた業務を強化するほか、新たな業務や従来と異なる層をターゲットとすることなどにより、当行のビジネスのフィールドを拡大してまいります。

これらの課題に対処するために最も重要となるのは、「現場力の強化」です。当行の強みである県内最多のチャンネル（現場）を通じて、「スピード」「問題解決力」「共感力」を中心とする当行の取引価値をグループ総合力を発揮して提供することで、当面の課題に対処するとともに当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

② 財産及び損益の状況

(単位:億円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預	金	17,978	18,828	19,672	20,384
	定期性預金	9,105	9,041	9,121	9,160
	その他	8,873	9,786	10,550	11,224
社	債	80	200	200	120
貸	出金	12,416	13,300	13,992	14,655
	個人向け	4,268	4,569	4,888	5,217
	中小企業向け	6,016	6,309	6,801	7,267
	その他	2,132	2,421	2,303	2,170
商	品有価証券	—	0	—	—
有	価証券	4,561	5,255	5,776	4,713
	国債	2,515	2,792	2,629	2,075
	地方債	126	131	194	150
	その他	1,918	2,330	2,953	2,486
総	資産	19,150	20,096	21,671	22,026
内	国為替取扱高	124,037	136,222	141,018	149,396
外	国為替取扱高	18,814百万ドル	15,209百万ドル	15,012百万ドル	13,960百万ドル
経	常利益	4,563百万円	6,363百万円	8,048百万円	8,302百万円
当	期純利益	2,474百万円	3,414百万円	4,296百万円	5,052百万円
1	株当たり当期純利益	64円54銭	89円86銭	113円04銭	132円75銭
信	託財産	—	—	—	—
信	託報酬	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

＜ご参考＞連結業績の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	39,368百万円	39,901百万円	55,027百万円	59,935百万円
経常利益	5,664百万円	7,435百万円	9,552百万円	10,039百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,776百万円	4,963百万円	5,553百万円	10,331百万円
包括利益	3,819百万円	5,062百万円	9,343百万円	9,841百万円
純資産額	900億円	901億円	998億円	1,082億円
総資産	19,182億円	20,129億円	21,921億円	22,401億円

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	3,829
---------	-------

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記はシステムの機械化関連投資が中心で、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含んでおります。

□. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア関連	2,095
ATM、通帳繰越機新設	619
事務機器	274
営業店等設備（改修・更改）	144

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	那覇市久茂地1丁目9番17号	現金精査整理業務等	昭和58年9月16日	10百万円	100.00%	—
りゅうぎんオフィスサービス株式会社	浦添市内間4丁目1番1号	事務代行業務等	平成11年6月18日	10百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎん総合研究所	那覇市壺川1丁目1番地9	産業、経済、金融に関する調査研究業務等	平成18年6月28日	23百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎんディーシー	那覇市久茂地1丁目7番1号	クレジットカード業務等	昭和59年4月25日	195百万円	100.00%	—
りゅうぎん保証株式会社	那覇市壺川1丁目1番地9	信用保証業務等	昭和54年7月2日	20百万円	100.00%	—
株式会社OCS	那覇市松山2丁目3番地10	クレジットカード業務等	平成20年8月26日	279百万円	100.00%	—
株式会社琉球リース	那覇市久茂地1丁目7番1号	総合リース業務等	昭和47年5月10日	346百万円	49.96%	—

注 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当行は、平成27年4月2日に株式会社OCSの株式を追加取得し、当行の連結子会社としております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. じゅうだん会（八十二銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は、平成18年1月に八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。

5 事業譲渡等の状況

該当ございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

① 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金 城 棟 啓	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
宮 城 竹 寅	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、営業推進部、 コンサルティング営業部担当		
高 良 幸 明	常務取締役 事務統括部、人事部、 リスク統括部担当		
林 秀 寛	常務取締役 審査部、法人営業部担当		
松 原 知 之	常務取締役 総合企画部、証券国際部担当		
川 上 康	取締役 総合企画部長兼関連事業室長		
宜 保 諭	取締役 法人営業部長		
普久原 啓 之	取締役 営業統括部長		
新 垣 昌 光	取締役（社外役員）	オリオンビール株式会社 代表取締役副社長	注1.3
太 田 守 明	取締役（社外役員）	株式会社りゅうせき相談役	注1.3
照 屋 保	監査役（常 勤）		
仲 村 毅	監査役（社外役員）	大同火災海上保険株式会社 代表取締役専務	注2.3
山 城 克 己	監査役（社外役員）	沖縄電力株式会社 常任監査役	注2.3

- 注 1. 取締役新垣昌光氏及び太田守明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役仲村毅氏及び山城克己氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 新垣昌光氏、太田守明氏、仲村毅氏及び山城克己氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	12人	138 (41)
監査役	3人	25 (6)
計	15人	163 (47)

- 注 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は39百万円であります。
2. 「報酬等」欄の括弧内書は、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）であります。
3. 報酬限度額（年額）は、取締役が168百万円、監査役が36百万円であり、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、上記とは別枠にて取締役が80百万円、監査役が13百万円以内の範囲内で割り当てることを株主総会で承認いただいております。

3. 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
新垣昌光	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席しております。	経験豊富な経営者の観点から、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
太田守明	0年9ヵ月	平成27年6月に当行取締役役に就任した後に、当事業年度開催の取締役会11回のうち11回出席しております。	経営者としての豊富な経験にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。なお、当事業年度に新設したコーポレートガバナンス委員会において、委員長に選任されております。
仲村毅	3年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会14回のうち14回出席しております。	経験豊富な経営者の観点から、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しています。
山城克己	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回出席しております。	経営者としての豊富な経験にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しています。

② 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	10 (2)	—

注 「銀行からの報酬等」欄の括弧内書は、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）であります。

③ 社外役員の意見

特段ございません。

4. 当行の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	65,000千株
	発行済株式の総数 (自己株式を除いております。)	38,071千株

② 当年度末株主数	13,385名
-----------	---------

③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,510千株	3.96%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	1,354	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,051	2.76
琉 球 銀 行 行 員 持 株 会	1,040	2.73
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	927	2.43
沖 縄 電 力 株 式 会 社	689	1.81
オ リ オ ン ビ ー ル 株 式 会 社	627	1.64
大 同 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	617	1.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	577	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	422	1.10

注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(437千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 大竹 栄	62	—
指定有限責任社員 耕田 一英		
指定有限責任社員 石川 琢也		

- 注 1. 当行監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、事業所別・項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度にかかる報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は66百万円であります。
4. 株式会社琉球リースは新日本有限責任監査法人以外の会計監査人が計算書類等の監査を行っております。

② 責任限定契約

会計監査人と締結している会社法第427条第1項にかかる契約はございません。

③ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、執行機関の見解も考慮の上、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。同監査法人は、平成28年1月29日に金融庁に業務

改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の改革、及び監査現場の改革等の施策を実施していること、当行に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、平成28年度も同監査法人へ監査を要請するに至っております。

計算書類

第100期末(平成28年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	228,527	預金	2,038,488
現金	35,494	当座預金	18,914
預け金	193,033	普通預金	1,056,464
コールローン	776	貯蓄預金	6,311
買入金銭債権	242	通知預金	324
金銭の信託	1,309	定期預金	916,035
有価証券	471,309	その他の預金	40,437
国債	207,577	債券貸借取引受入担保金	10,961
地方債	15,081	借入金	25,092
社債	151,897	借入金	25,092
株式	10,053	外国為替	101
その他の証券	86,700	外国他店預り	3
貸出金	1,465,549	売渡外国為替	95
割引手形	7,658	未払外国為替	2
手形貸付	148,138	社債	12,000
証書貸付	1,206,834	その他負債	5,869
当座貸越	102,918	未払法人税等	1,394
外国為替	3,322	未払費用	1,341
外国他店預け	3,322	前受収益	1,087
その他資産	4,526	金融派生商品	366
未収収益	1,523	資産除去債務	229
金融派生商品	173	その他の負債	1,449
社債発行費	31	賞与引当金	504
その他の資産	2,797	退職給付引当金	1,250
有形固定資産	19,688	睡眠預金払戻引当金	265
建物	3,703	偶発損失引当金	141
土地	13,471	再評価に係る繰延税金負債	2,193
建設仮勘定	105	支払承諾	7,602
その他の有形固定資産	2,408	負債の部合計	2,104,471
無形固定資産	3,453	純資産の部	
ソフトウェア	3,118	資本金	54,127
その他の無形固定資産	335	資本剰余金	10,000
前払年金費用	1,229	資本準備金	10,000
繰延税金資産	3,129	利益剰余金	28,159
支払承諾見返	7,602	利益準備金	1,777
貸倒引当金	△ 8,057	その他利益剰余金	26,381
		繰越利益剰余金	26,381
		自己株式	△ 513
		株主資本合計	91,773
		その他有価証券評価差額金	4,838
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,323
		評価・換算差額等合計	6,161
		新株予約権	204
		純資産の部合計	98,139
資産の部合計	2,202,610	負債及び純資産の部合計	2,202,610

第100期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		40,238
資金運用収益	30,723	
貸出金利息	27,268	
有価証券利息配当金	3,147	
コールローン利息	76	
預け金利息	90	
その他の受入利息	139	
役務取引等収益	6,215	
受入為替手数料	1,673	
その他の役務収益	4,541	
その他業務収益	1,241	
外国為替売買益	252	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	986	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	2,057	
償却債権取立益	714	
株式等売却益	362	
偶発損失引当金取崩額	81	
その他の経常収益	899	
経常費用		31,935
資金調達費用	2,217	
預金利息	1,915	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	36	
借用金利息	37	
社債利息	227	
役務取引等費用	3,951	
支払為替手数料	322	
その他の役務費用	3,628	
その他業務費用	271	
国債等債券売却損	251	
社債発行費償却	20	
営業経費	22,438	
その他経常費用	3,057	
貸倒引当金繰入額	1,546	
貸出金償却	475	
株式等売却損	454	
株式等償却	10	
睡眠預金払戻引当金繰入額	93	
その他の経常費用	477	
経常利益		8,302
特別利益		17
固定資産処分益	17	
特別損失		320
固定資産処分損	48	
減損損失	271	
税引前当期純利益		7,999
法人税、住民税及び事業税	2,550	
法人税等調整額	397	
法人税等合計		2,947
当期純利益		5,052

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	228,705	預金	2,029,767
コールローン及び買入手形	776	債券貸借取引受入担保金	10,961
買入金銭債権	242	借入金	42,294
金銭の信託	1,309	外国為替	101
有価証券	470,079	社債	12,000
貸出金	1,446,976	その他負債	21,522
外国為替	3,322	賞与引当金	565
リース債権及びリース投資資産	20,775	退職給付に係る負債	2,588
その他資産	40,591	役員退職慰労引当金	9
有形固定資産	21,990	睡眠預金払戻引当金	265
建物	3,882	偶発損失引当金	141
土地	14,141	ポイント引当金	135
リース資産	89	利息返還損失引当金	1,073
建設仮勘定	105	繰延税金負債	22
その他の有形固定資産	3,772	再評価に係る繰延税金負債	2,193
無形固定資産	3,629	支払承諾	8,232
ソフトウェア	3,187	負債の部合計	2,131,875
その他の無形固定資産	442	純資産の部	
繰延税金資産	4,639	資本金	54,127
支払承諾見返	8,232	資本剰余金	10,054
貸倒引当金	△ 11,111	利益剰余金	37,660
		自己株式	△ 513
		株主資本合計	101,328
		その他有価証券評価差額金	4,845
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,323
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,657
		その他の包括利益累計額合計	4,510
		新株予約権	204
		非支配株主持分	2,240
		純資産の部合計	108,284
資産の部合計	2,240,159	負債及び純資産の部合計	2,240,159

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		59,935
資金運用収益	31,099	
貸出金利息	27,626	
有価証券利息配当金	3,166	
コールローン利息及び買入手形利息	76	
預け金利息	90	
その他の受入利息	140	
役務取引等収益	8,628	
その他業務収益	17,702	
その他経常収益	2,503	
償却債権取立益	812	
その他の経常収益	1,691	
経常費用		49,895
資金調達費用	2,367	
預金利息	1,914	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	36	
借入金利息	179	
社債利息	227	
その他の支払利息	9	
役務取引等費用	4,006	
その他業務費用	14,784	
営業経費	25,027	
その他経常費用	3,709	
貸倒引当金繰入額	1,611	
その他の経常費用	2,097	
経常利益		10,039
特別利益		4,393
固定資産処分益	18	
負ののれん発生益	4,366	
段階取得に係る差益	8	
特別損失		320
固定資産処分損	48	
減損損失	271	
税金等調整前当期純利益		14,112
法人税、住民税及び事業税	3,440	
法人税等調整額	105	
法人税等合計		3,546
当期純利益		10,566
非支配株主に帰属する当期純利益		235
親会社株主に帰属する当期純利益		10,331

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

平成28年5月10日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大竹 栄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 耕田 一英 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 琢也 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社琉球銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

平成28年5月10日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 栄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 耕 田 一 英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 川 琢 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社琉球銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成るグループ企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 琉球銀行 監査役会

監査役(常勤) 照 屋 保 ⑩

監 査 役 仲 村 毅 ⑩

監 査 役 山 城 克 己 ⑩

(注) 監査役 仲村毅及び監査役 山城克己は、「会社法第2条第16号及び第335条第3項」に定める社外監査役であります。

株主総会会場のご案内

場 所：那覇市泉崎 2丁目46番地 TEL(098)853-2111
ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー 2階 彩海の間

交 通：「那覇バスターミナル」または
「ゆいレール壺川駅」より徒歩約10分



ご注意

会場の駐車場は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もありますので、なるべく公共交通機関をご利用の上ご来場くださいますようお願い申し上げます。